

## (第20回)「若手建設技能者の採用・育成及び資格取得に係る助成」募集要項

### 1. 助成主旨

一般財団法人戸田みらい基金(以下「本財団」という)は、若手建設技能者の採用・育成・資格取得に効果的かつ先駆性のある団体(原則として法人格を有するもの)や企業等の活動に係る費用の全額または一部を補助します。

### 2. 対象となる団体等、助成金額

#### 【助成 A】非営利団体等の取り組み(初回)

審査委員会・理事会による審査を踏まえて、1件につき200万円を上限に支給します。

・「非営利団体等」とは、下記①～④に該当する団体等をいいます。

- ① 公益財団法人、公益社団法人
- ② 一般財団法人、一般社団法人(ただし、法人税法上の非営利が徹底された法人に限る)
- ③ NPO法人(特定非営利活動法人)
- ④ その他、法人税法第二条第六号に定める公益法人等

※ 法人格をもち定款において公益性が判断できる団体

・過去に助成 A の助成を受けた非営利団体等は、助成 Step の内容をご確認ください。

#### 【助成 B】営利団体・企業等の取り組み(初回)

審査委員会・理事会による審査を踏まえて、1件につき100万円を上限に支給します。

・過去に助成 B の助成を受けた「営利団体・企業等」は、助成 Step の内容をご確認ください。

#### 【助成 Step】「A.非営利団体/B.営利団体・企業」等の取り組み(2回目以降)

審査委員会・理事会による審査を踏まえて、

・「A.非営利団体」等の2回目以降の取り組みには1件につき200万円を上限に支給します。

・「B.営利団体・企業」等の2回目以降の取り組みには1件につき100万円を上限に支給します。

※ 前回の助成を受けてから1年以上経過した「非営利団体、営利団体・企業等」で、前回の助成からステップアップした活動が対象となります。

### 3. 対象となる活動

・「助成 A・B」の対象となる活動は、現在取り組み中の活動、または募集開始後、具体的な活動が開始されていることを原則とします。(※下記(1)～(5)は対象となる活動事例です。)

#### (1) 採用・入職促進活動

- ① 新卒新規採用者へ建設業の魅力を体現させる教育訓練
- ② 工業高校生のインターンシップ活動、出前授業等
- ③ 女性技能者の入職促進
- ④ その他

#### (2) 「技能検定」等の資格取得に関して、団体または企業が計画・実施している教育等の活動

- (3) 複合工(多能工)育成のための教育訓練
- (4) ICT や最新技術の習得に向けた教育訓練
- (5) その他、上記「1. 助成主旨」に沿った活動

・「助成 Step」の対象となる活動は、若手建設技能者の採用・育成及び資格取得に対して「発展性、効果性、工夫性、継続性、妥当性」の認められる内容とします。前回の助成後も継続的に実施、PDCA が回されていて、内容がステップアップしているか、または新しく取り組んだ活動とします。

#### 4. 審査内容

提出された書類(申込書、説明資料等)について、下記の観点より審査します。

##### 【助成 A・B】

- (1) 具体性 : 活動内容が具体的に示されているか
- (2) 効果性 : 活動実施により若手建設技能者の採用や育成等の効果が期待できるか
- (3) 工夫性 : 活動内容が創意工夫を凝らした取り組みであるか
- (4) 継続性 : 活動内容に継続性があるか
- (5) 妥当性 : 活動に必要な費用に妥当性があるか

##### 【助成 Step】

- (1) 発展性 : 前回の助成活動内容を振り返り、ステップアップのための改善がなされているか  
または新たな内容の活動・取り組みであるか
- (2) 効果性 : 若手建設技能者の採用や育成等において、前回と比較して具体的な効果が期待できるか
- (3) 工夫性 : 活動内容が、前回と比較して創意工夫を凝らした取り組みであるか
- (4) 継続性 : 前回助成以降も着実に活動を実施し継続性があるか
- (5) 妥当性 : 活動に必要な費用に妥当性があるか

##### 【注意点】

- (1) 営利業務に当たる項目は、助成金の対象外とします。
- (2) 「講師料」は、当該団体・企業に所属していない講師への講師料のみを助成金の対象とします。
- (3) 当該活動に必要と明確に判断できない「出張旅費」は助成金の対象外とします。  
(例)複数回の遠方への出張旅費は、その他業務も混在しているとみなされるためご注意ください。

#### 5. 助成の申込

- (1) 申込書(※申込書は3種類「A・B・Step」ありますので「2.対象となる団体等」の確認をお願いします。)
  - ・ホームページからダウンロードする場合  
申込書のエクセルデータは本財団ホームページ(<https://www.toda-mirai.or.jp/>)からダウンロードしてください。(※2025年11月1日からダウンロード可能です。)
- (2) 申込方法・期限
  - ・申込みされる方は、助成申込書に必要事項を記入し、**2026年6月19日(金)までに「申込書(押印済)、説明資料」のPDFデータと「申込書」のエクセルデータを電子メールにてお送りください。**
  - ・申込書以外に活動内容の説明資料を提出していただくと、より活動内容がわかりやすいため、申込書以外の説明資料(A4:10ページ以内)をPDFデータにてお送りください。  
※ 説明資料には固有名詞等の個人情報は記載しないようご注意ください。
  - ・「助成A」の申し込みの場合は、貴団体の「定款」のPDFデータもお送りください。
  - ・電子メールでの提出が難しい場合は、上記提出期限までに「11.問合せ」先へ郵送にてお送りください。
- (3) その他
  - ・活動テーマが、講習会・研修会等開催の場合、申込書または説明資料に「開催概要、対象者、募集人数」等、講習会・研修会等の詳細・規模・内容等を明確に記載してください。
  - ・審査委員6名のうち4名は建設業以外の有識者で構成されております。活動概要等は建設業以外の方にもわかりやすく記載してください。

#### 6. 決定と通知

- ・本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の決定をいたします。
- ・採否の結果は、採用団体・企業(事務連絡者)に電子メールまたは郵送にて通知いたします。また採用となった活動については、2026年8月末までに本財団ホームページにて公表(予定)いたします。

## 7. 助成金お支払い

- ・助成金は、指定銀行の口座に 2026年9月末に振り込み予定です。
- ・活動内容を審査して、助成金の「支払い時期、分割」等の条件を決定させていただきます。

## 8. 活動報告(採用団体・企業)

- ・「助成 A・B・Step」に決定した団体・企業には、活動終了後速やかに「活動報告書、活動状況写真、活動費用明細表、領収書コピー」を提出していただきます。今回の活動報告書提出期限は2027年1月末といたします。2027年1月末で活動が終了していない場合はご連絡をお願いいたします。
- ・助成された皆様には、後日開催する活動報告会に参加いただきますのでよろしくお願いたします。  
(※別途ご案内いたします。)

## 9. 個人情報の取り扱い

- ・助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

## 10. その他

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- ・申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

## 11. 問合せ

一般財団法人 戸田みらい基金 事務局  
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-7-1(戸田建設株式会社内)  
(TEL)03-3564-2711 (E-mail)[info@toda-mirai.or.jp](mailto:info@toda-mirai.or.jp)

以上